

# 告 示

## 埼玉県告示第六百三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

住所	氏名
埼玉県久喜市栗原一丁目四番地八 シャルマンドミール一〇二号	矢野 正敏
埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目十六番六号	柏木 辰夫

二 取消年月日

平成二十九年五月八日